

財 団 概 要

平成30年（2018）7月

公益財団法人 うらやす財団

(財団法人設立趣意書)

昭和63年3月10日

財団法人浦安市施設利用振興公社

住 所 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
設立者 浦 安 市
浦安市長 熊 川 好 生

浦安市は、市民要望を的確に把握して公共施設の整備に努めており、これらの公共施設は市民の文化・スポーツ活動やコミュニティ活動の拠点として利用されております。

一方、余暇時間の増大と市民生活の変容に伴い、市民は更に高度かつ専門的な内容の文化・スポーツ活動と効果的な施設運営を求めています。

このような市民要望にこたえていくためには、文化・スポーツ事業を市が行政指導で行うのではなく、積極的な市民の参加と発想を生かして、行政と市民が一体となって行っていく必要があります。また、市の公共施設は各行政機関ごとに管理運営され、窓口もばらばらになっております。これらの窓口を一本化し、一元的に管理することにより、施設のより一層の有効利用を図ることができるものであります。更に、公共施設の管理運営に要する経費の節減が行政改革の一環として求められております。

以上のことから、浦安市は、民間の活力を導入し、新しい合理的な運営を目指して、「財団法人浦安市施設利用振興公社」を設立し、より効果的なサービスの提供と施設の活用を図るとともに市民の文化の向上とスポーツの振興を期し、もってゆとりとうるおいのある地域社会＝ふるさと浦安の形成を助長しようとするものであります。

公益財団法人浦安市施設利用振興公社倫理規程前文

平成 24 年 4 月 1 日

公益財団法人浦安市施設利用振興公社

住 所 千葉県浦安市猫実一丁目 18 番 15 号
理 事 長 上 原 章

浦安市施設利用振興公社(以下「公社」という。)は、「浦安市が市民要望を的確に把握して整備に努めた市民の文化・スポーツ活動やコミュニティ活動の拠点とした公共施設について、高度かつ専門的な内容の文化・スポーツ活動と効果的な施設運営を求める市民要望にこたえるべく、積極的な市民の参加と発想を生かした施設の一元管理による有効利用を図るため、民間の活力を導入することによる合理的な運営と、なお一層の効果的なサービスの提供による施設の活用を目指し、市民の文化の向上とスポーツの振興を期し、もってゆとりとうるおいのある地域社会＝ふるさと浦安の形成を助長しようとする」設立の趣意に基づき、一貫した事業活動を続けて参りましたが、平成 20 年から始まった公益法人制度改革を機に新制度発足の目的である「民間の団体が自発的に行う公益目的事業による公益の増進及び活力のある社会の実現」を目指すべく、平成 24 年 3 月に公益認定を受け、平成 24 年 4 月から公益財団法人として再スタートすることになりました。

財団（公社）設立・業務経過

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 名 称 | 公益財団法人 うらやす財団 |
| 設立根拠法令 | （改正前）民法第34条 |
| 設 立 者 | 浦安市 |
| 資 産 | 基本財産 3,000万円（平成24年4月1日） |
| 公益財団法人移行日 | 平成24年4月1日 |
| 事 務 所 | 千葉県浦安市猫実一丁目12番38号（平成29年10月17日） |

| | | |
|-------------|--------|--|
| 昭和63年(1988) | 3月10日 | 法人設立許可申請書を県地方課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 3月31日 | 同 許 可 |
| 同 | 4月11日 | 登記完了 |
| 同 | 4月30日 | 設立登記完了届を県地方課、県教育委員会、船橋県税事務所へ提出 |
| 同 | 5月10日 | 法人設立届を市川税務署へ提出 |
| 同 | 6月21日 | 財産移転完了報告書を県教育委員会へ提出 |
| 同 | 6月24日 | 財産移転完了報告書を県地方課へ提出 |
| 同 | 10月25日 | 公社事務組織発足 浦安市郷土資料館、旧宇田川家住宅、旧大塚家住宅、浦安市少年の広場の管理運営業務開始 |
| 同 | 12月 1日 | 寄附行為変更認可申請書（事務所移転）を県地方課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 12月21日 | 同 認 可 |
| 昭和64年(1989) | 1月 6日 | 登記完了 |
| 平成元年(1989) | 4月 1日 | 浦安市文化会館、市営東野プール、市営自転車駐車場の管理運営業務開始 |
| 平成2年(1990) | 4月 1日 | 浦安市民プラザの管理運営業務開始 |
| 平成3年(1991) | 10月11日 | 寄附行為変更認可申請書（事務所移転）を県地方課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 11月 7日 | 登記完了 |
| 同 | 11月21日 | 事務所移転登記届を県地方課、県教育委員会へ提出 |
| 平成7年(1995) | 4月 1日 | 浦安市武道館・浦安市総合体育館管理運営業務開始 |

| | | |
|---------------|-----------|---|
| 平成 9 年(1997) | 4 月 1 日 | 浦安市墓地公園管理運營業務開始 |
| 平成 11 年(1999) | 4 月 1 日 | 屋内水泳プール管理運營業務開始 |
| 平成 12 年(2000) | 3 月 31 日 | 郷土博物館開館に伴い、郷土資料館の管理運營業務終了 |
| 平成 18 年(2008) | 4 月 1 日 | 指定管理者制度移行（文化施設・体育施設等の指定管理運營業務開始） |
| 平成 19 年(2007) | 4 月 1 日 | 浦安市青少年館指定管理運營業務開始 |
| 平成 19 年(2007) | 6 月 1 日 | 総合公園管理運營業務開始 |
| 平成 20 年(2008) | 3 月 25 日 | 寄附行為変更認可申請書（資産の管理）を県市町村課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 5 月 12 日 | 同 認 可 |
| 平成 21 年(2009) | 3 月 30 日 | 寄附行為変更認可申請書（事務所移転・理事数）を県市町村課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 4 月 30 日 | 同 認 可 |
| 同 | 5 月 26 日 | 寄附行為変更認可申請書（事務局機能）を県市町村課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 6 月 26 日 | 同 認 可 |
| 平成 22 年(2010) | 10 月 1 日 | 障がい者就労支援センター管理運營業務開始 |
| 平成 23 年(2011) | 4 月 12 日 | 寄附行為変更認可申請書（解散）を県市町村課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 6 月 6 日 | 同 認 可 |
| 同 | 5 月 19 日 | 最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書を県市町村課、県教育委員会へ提出 |
| 同 | 5 月 24 日 | 同 認 可 |
| 同 | 9 月 15 日 | 公益法人制度改革三法の施行に伴う公益法人移行認定の申請 |
| 同 | 11 月 28 日 | 千葉県公益認定等審議会における公益法人認定の答申公表 |
| 平成 24 年(2012) | 4 月 1 日 | 公益財団法人浦安市施設利用振興公社へ移行し、再スタート。 |
| 平成 27 年(2015) | 4 月 1 日 | 運動公園陸上競技場管理運營業務開始 |
| 同 | 10 月 1 日 | こどもの広場管理運營業務開始 |
| 平成 28 年(2016) | 9 月 1 日 | 運動公園アーチェリー場管理運営開始 |
| 平成 29 年(2017) | 4 月 1 日 | 公益財団法人うらやす財団に法人名称を変更 |
| 平成 29 年(2017) | 10 月 17 日 | 主たる事務所を千葉県浦安市猫実一丁目 12 番 38 号に移転 |

組 織

1. 事務所の所在地 千葉県浦安市猫実一丁目12番38号
TEL 047-355-0288

2. 評 議 員 8名

3. 役 員 理 事 7名 (理事長を含む)
監 事 2名

4. 職 員 (平成30年7月1日現在)

| 区 分 | 財団職員 | 非正規職員 | 計 |
|--|------|-------|-----|
| 事務局長 | 1 | | 1 |
| 業務推進室 | 2 | | 2 |
| (障がい者就労支援センター等) | 1 | 1 | 2 |
| 総務課 | 4 | 2 | 6 |
| 会計課 | 3 | | 3 |
| 文化施設事業所 浦安市文化会館 市民プラザ | 17 | 18 | 35 |
| 体育施設事業所 浦安市総合体育館 屋内水泳プール 陸上競技場 浦安市武道館 東野プール | 20 | 161 | 181 |
| 市民利便施設事業所 市営自転車駐車場 整理移送・保管所 自転車安全利用 浦安市墓地公園 浦安市青少年館 文化財住宅 少年の広場 総合公園 こどもの広場 | 12 | 177 | 189 |
| 計 | 60 | 359 | 419 |

※ 役員 は含まず。

分 掌 事 務

業務推進室

- (1) 財団業務の推進に関すること
- (2) 広報に関すること
- (3) 事業の計画及び管理に関すること
- (4) 浦安市、その他の関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 指定管理者制度に関すること

総務課

- (1) 理事会その他の会議に関すること
- (2) 定款その他の諸規程に関すること
- (3) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること
- (4) 文書の管理及び公印の管理に関すること
- (5) 施設の維持管理等効率化の総括、調整に関すること
- (6) 社用車の管理に関すること
- (7) 財団職員会に関すること
- (8) 財団及び課の庶務に関すること

会計課

- (1) 財団の会計に関すること
- (2) 基本財産及び運用財産の管理に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 運用財産の管理に関すること
- (5) 現金、有価証券その他物品等の出納保管に関すること
- (6) 資金計画の策定及び調整に関すること
- (7) 伝票及び帳簿類の整理、保管に関すること
- (8) 契約に関すること

事業所（文化施設・体育施設・市民利便施設）

- (1) 事業所の経営に関する事
- (2) 文化及び芸術の振興事業に関する事
- (3) 児童及び青少年の健全育成事業に関する事
- (4) 社会教育としての生涯学習スポーツ事業の促進事業に関する事
- (5) その他、施設の管理運営等事業に関する事
- (6) 施設の利用許可に関する事
- (7) 使用料等の徴収等に関する事
- (8) 現金、その他物品等の出納管理に関する事
- (9) 事業計画に関する事
- (10) 事業の立案、企画、実施、調整に関する事
- (11) 広報に関する事
- (12) 浦安市、その他の関係機関との連絡調整に関する事
- (13) 指定管理者制度に関する事
- (14) 所の庶務に関する事

各事業所の主な業務内容

| 事業所名 | 業務内容 |
|-----------------------|--|
| <p>浦安市 文化会館</p> | <p>市民の文化の向上及び福祉の増進を図り、文化活動を中心とした諸活動の場を提供することを目的とし、いろんなジャンルの自主事業を実施し、市民へのサービスの提供を行っている。</p> <p>具体的には、音楽コンサートや親子向けコンサート等幅広いジャンルの事業を実施している。また施設の利用状況は、大ホール・小ホールについてはコンサート・音楽発表会・講演会等の催し物で利用され、市民活動の場として多くの利用が図られるよう、安全かつ親しみやすい施設運営に努めている。</p> |
| <p>浦安 市民プラザ</p> | <p>施設の管理運営業務及び自主事業を実施し、市民文化の発展、交流並びに情報の交換等の場を提供することにより、文化の向上に役立てることを目的としている。</p> <p>施設の利用状況は、多目的大・小ホールは、音楽やダンスの発表会や講演会等の利用、市民ギャラリーでは市民芸術家の発表や市が主催する企画展等の利用、市民サロンではサークル活動等の利用がある。</p> |
| <p>市営 自転車駐車場等</p> | <p>駐輪場での自転車等の整理や受付業務を行い、安心して利用できるような環境づくりと利便性の高いサービスの提供に努めている。</p> <p>また、駅周辺の放置自転車対策として、保管場所の受付や返還業務を行うほか、放置自転車の移送や整理・指導を行い、歩道の確保に努めている。</p> |
| <p>浦安市立 少年の広場</p> | <p>青少年健全育成の野外活動の場として、利用者が安全で快適に過ごせるよう場内の植栽管理やトイレ等の衛生管理、テント等の各種備品管理に努めるとともに、野外活動に関連した事業を実施している。</p> |
| <p>市営 東野プール</p> | <p>利用者の受付業務や場内の衛生管理、プール水の水質管理に努め、また、安全管理面で事故防止のため監視体制の強化を図っている</p> |

| 事業所名 | 業務内容 |
|--|---|
| <p>浦安市 武道館</p> | <p>市民がスポーツに親しめる機会と場の提供を図り、市民の健全な心身の発達と健康的な生活向上の一助となるよう各種スポーツ活動の振興を推進している。</p> <p>具体的には、施設の特性を生かした各種スポーツ教室・コースの実施や、積極的な市民への貸出業務を行い、スポーツ活動の活性化を図っていくとともに、施設の安全かつ適正な管理運営に努めている。</p> |
| <p>文化財住宅 (旧宇田川家住宅 ・旧大塚家住宅)</p> | <p>来館者への受付や建物の解説業務を行い、文化財として後世に残せるよう住宅の維持管理に努めている。また、市民に浦安の歴史・風俗を理解していただくため、各種体験事業を開催している。</p> |
| <p>浦安市運動公園 総合体育館・ 屋内水泳プール</p> <p>浦安市 陸上競技場 (アーチェリー場)</p> | <p>「スポーツ・リフレッシュ及びコミュニケーション」を基本テーマとして市民が広くスポーツに親しめる機会と場の提供を図り、市民の健康保持・増進と明るく、より豊かな生活向上の一助となるとよう生涯スポーツの振興を推進している。</p> <p>具体的には、施設の特性を生かした各種スポーツ教室・コース及び国内におけるトップレベルの試合の実施、AV機器・図書等によるスポーツ情報の提供を行っていくとともに、積極的に市民への貸出業務を行い、市民のコミュニケーションの場として明るく健康的な雰囲気作りと、施設の安全かつ適正な管理運営に努めている。</p> |
| <p>浦安市 墓地公園</p> | <p>来園者への受付業務や公園墓地として景観を保持するため植栽・芝生の管理、園内の清掃管理に努めている。また、線香及び供花の販売やお盆、お彼岸の開園時間の延長などを実施し、サービスの向上を図っている。</p> |
| <p>浦安市 青少年館</p> | <p>平成19年度より指定管理者となり、「青少年が自由に集まり、自主的に活動する居場所づくり」を目指して、“仲間づくり”“交流”“自発的な学習、趣味等の活動”などを楽しくできる場と機会の提供を行う。</p> <p>具体的には、館を利用する青少年の自主的な運営委員会によるコンサート企画や東京証券取引所の講師による「青少年株式入門」教室、財団職員の専門知識・技能を活用した「運動神経を鍛えよう」教室などを開催する。</p> |

| 事業所名 | 業務内容 |
|--|--|
| <p>浦安市 総合公園 管理事務所</p> | <p>利用者が気持ちよく快適に過ごせる時間を提供できるよう、園内巡回時のゴミ拾いや設備の日常点検を行うとともに日頃から利用者に挨拶をし、コミュニケーションを図りながら気軽に利用できる開放的な公園環境づくりに努めている。</p> |
| <p>障がい者就労 支援センター (浦安市 ワークステーション)</p> | <p>浦安市ワークステーションは、平成22年10月1日にオープンし、働く意欲のある障がい者の就労相談や、一般就労へのコーディネート機能を担う障がい者就労支援センター、障がい者自立支援法に基づく福祉的就労施設、障がい者を直接雇用する一般就労施設である特例子会社2社を併設した複合施設です。</p> <p>福祉的就労から一般就労への移行や、施設外の一般企業などへの移行ができるような機能を持つことで、効率的・効果的な支援を目指す障がい者就労支援の拠点となります。当財団は、障がい者就労支援センター業務を主に行っています。</p> |
| <p>浦安市 こどもの広場</p> | <p>子どもの遊び場として、未就学児から小学生を対象に火・水・木・土といった自然に触れながら五感を十分に使い、子どもの手で好奇心や想像力を多いに働かせ、遊びを創造できるよう「あそびこそ！生きる力」を運営テーマに施設を管理運営を行います。</p> |

管 理 受 託 施 設 等

| | 区 分 | 所 在 地 | 電 話 |
|----|--------------------------------|---|----------------------|
| | 財団本部事務局 | 浦安市猫実1-12-38 | 355-0288 |
| 1 | 浦安市文化会館 | 浦安市猫実1-1-2 | 353-1121 |
| 2 | 浦安市民プラザ | 浦安市入船1-4-1 | 350-3101 |
| 3 | 文化財住宅 (旧宇田川家・旧大塚家住宅) | 浦安市堀江3-4-8(旧宇田川家) | 352-3881 |
| | | 浦安市堀江3-3-1(旧大塚家) | 354-5846 |
| 4 | 市営自転車駐車場等 市内28か所 | 浦安市北栄1-16-21 浦安駅第1自転車駐車場 他自転車駐車場27 保管場所1 | 355-1488 355-8321 |
| 5 | 市立少年の広場 | 浦安市今川3-5-1377 | 355-8321 |
| 6 | 市営東野プール | 浦安市東野2-18-1 | 352-6891 |
| 7 | 浦安市総合体育館 | 浦安市舞浜2-27 | 355-1110 |
| 8 | 屋内水泳プール | | 304-0030 |
| 9 | 浦安市陸上競技場 | | 350-9830 |
| 10 | アーチェリー場 | | |
| 11 | 浦安市武道館 | 浦安市猫実1-18-15 | 380-2100 |
| 12 | 浦安市墓地公園 | 浦安市日の出33-1 | 380-2220 |
| 13 | 浦安市青少年館 | 浦安市猫実1-12-38 | 700-6203 |
| 14 | 浦安市総合公園 | 浦安市明海7-2-1 | 380-1295 |
| 15 | 障がい者就労支援センター (浦安市ワークステーション) | 浦安市千鳥15-5 | 304-6200 |
| 16 | 浦安市こどもの広場 | 浦安市高洲2-4-10 | 350-1010 |

定 款

(目的)

第3条 この法人は、文化及び芸術の振興、児童及び青少年の健全育成、社会教育としての生涯学習スポーツ活動の促進、就労支援と福祉の増進等に関する事業をその拠点となる施設を中心に行うとともに、施設の適性な運営及び維持、利用者が安全且つ安心して利用できる状態を保持することをもって、地域住民の心に豊かさをもたらし、活力ある地域社会の形成に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化及び芸術の振興に関する事業
- (2) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (3) 社会教育としての生涯学習スポーツ活動の促進に関する事業
- (4) 浦安市が設置する施設等の管理運営事業
- (5) 売店及び食堂等の運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は千葉県において行うものとする。

移行認定年月日 平成24年3月21日

(千葉県知事の認定日)

設立目的

この法人は、文化及び芸術の振興、児童及び青少年の健全育成、社会教育としての生涯学習スポーツ活動の促進、就労支援と福祉の増進等に関する事業をその拠点となる施設を中心に行うとともに、施設の適性な運営及び維持、利用者が安全且つ安心して利用できる状態を保持することをもって、地域住民の心に豊かさをもたらし、活力ある地域社会の形成に貢献することを目的とする。